

平成26年度税制改正要望～医療関係～



【非課税措置・軽減措置の存続（事業税）】



要望内容

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置と、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税軽減措置の存続

例えば・・・

個人事業者であれば、年間の事業所得金額に対して290万円を超える部分に業種別で定められている税率を乗じて課税されます。法人・個人を問わず、社会保険診療報酬に係る部分については、現状事業税がかかっていません。

【消費税率引上げへの対応】



要望内容

消費税率10%への引き上げに向けて、医療機関等の仕入れ税額負担及び患者等の負担を十分に配慮し結論を得る。



※現在、厚生労働省「医療機関等における消費税負担に関する分科会」では以下の姿勢を示しています。

《8%引上げ時》

診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で基本診療等に上乗せすることで対応。上乗せの詳細については、議論の途中段階。

《10%引上げ時》

診療報酬による対応では限界あり。税制による抜本的な解決を強く要望。

実際の改正に向けた大綱は、12月に発表されると予想されますが、改正の方向性を知るための一情報とお考えください。

（寄稿者：(税) 鹿児島さくら会計 医業支援室 村田隆弘）



その他詳しくは「奥様医業経営塾」にて！

※「奥様医業経営塾」受講者（クリニック）様は、税理士・社会保険労務士等専門家の個別相談を無料で承ります。